



与那原町告示第48号
令和8年6月19日

総合評価一般競争の実施について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び八重瀬町契約規則（令和2年3月30日規則第2号）第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

与那原町長 照屋 勉



本件入札は、総合評価一般競争入札で実施する。

1. 入札に付する事項

- (1) 事業名称 : 八重瀬町・与那原町学校給食センター整備・運営事業
- (2) 事業場所 : 八重瀬町字後原地内
- (3) 事業概要 : (仮称) 八重瀬町・与那原町学校給食センターの設計、工事監理、建設、各種備品等調達、開業準備、維持管理及び運営業務
- (4) 事業期間 : 契約締結日から令和26年8月31日まで
- (5) 予定価格 : 8,230,456,000円（消費税及び地方消費税含む。）
- (6) 最低制限価格 : なし

2. 入札参加者の備えるべき参加資格

八重瀬町・与那原町学校給食センター整備・運営事業入札説明書（以下「入札説明書」という。）の入札参加資格を満たすこと。

3. 入札説明書等の公表

本件入札に係る入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）及び様式集（以下「入札説明書等」という。）は、八重瀬町及び与那原町（以下「2町」という。）のホームページにより公表する。

4. 入札参加資格の審査

本件入札に参加を希望するグループは、入札説明書等に従い、指定様式の必要な書類を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- (1) 提出期間 : 令和8年8月12日（水）から同月14日（金）まで
- (2) 提出場所 : 八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会（八重瀬町役場3階）

- (3) 提出方法：持参又は郵送とする。持参する場合は、午前9時から午後5時までの間とする。郵送の場合は、書留での郵送に限るものとし、提出期間内必着とする。
- (4) 入札参加資格審査の結果は、令和8年8月28日（金）までに通知する。

5. 提案書類及び入札書の提出

入札参加資格審査により入札参加資格があると認められたグループは、提案書等の提案書類を提出しなければならない。

- (1) 提出日時：令和8年11月6日（金）午前9時から午後3時まで
- (2) 提出場所：八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会（八重瀬町役場3階）
- (3) 提出方法：持参によるものとする

6. 開札の日時及び場所

- (1) 日時：令和8年11月6日（金）午後4時
- (2) 場所：八重瀬町役場3階 会議室7・8（八重瀬町字東風平1188番地）
- (3) その他入札の方法は、入札説明書による。

※開札当日に各入札参加者の入札金額の公表は行いません。

7. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のないグループの代表企業（提出された書類にグループの代表として記載された企業をいう。以下同じ。）又は入札参加資格確認書を受領しなかったグループの代表企業が行った入札
- (2) 委任状を提出せずに代理人がした入札
- (3) 指定した時刻までに提出されなかった入札
- (4) 所定の入札書によらない入札
- (5) 入札者（入札をした代表企業をいう。以下同じ。）又はその代理人の記名押印がない入札
- (6) 参加資格審査申請書類の提出者印と異なる印鑑を押印した入札
- (7) 代理人が入札する場合において、委任状の代理人使用印と異なる印鑑を押印した入札
- (8) 入札者又はその代理人が1人で2通以上の入札をした場合、その全部の入札
- (9) 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札
- (10) 入札金額、入札者の名称その他主要部分が識別し難い入札

- (11) 入札金額が訂正された入札
- (12) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- (13) 郵便により送付された入札
- (14) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (15) 提出された書類に虚偽の記載をした者を構成企業とするグループの代表企業又はその代理人がした入札
- (16) 代表企業及びその代理人以外の者がした入札
- (17) その他本件入札に関する条件に違反した入札

8. 入札保証金

免除

9. 落札者の決定の方法

落札者は、八重瀬町・与那原町学校給食センター整備・運営事業 PFI 事業者審査委員会において落札者決定基準に基づき選定されたグループを基本として決定する。

10. 契約締結に関する事項

- (1) 落札者は、本事業の実施に関する基本協定を締結しなければならない。
- (2) 本件は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 12 条に規定する議会の議決を要する契約に該当するため、落札者が基本協定に基づき設立した特別目的会社（SPC）と仮契約を締結するものとする。この場合においては、八重瀬町及び与那原町議会で議決を得たときに限り、当該仮契約を本契約とみなす。

11. 契約保証金

有（入札説明書等を参照してください。）

12. その他

本件入札は、上記に定めるもののほか、入札説明書等に従い、執行する。

13. 問合せ先

八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会

TEL：098-998-2011

Mail：ks05@yaese.ed.jp